

夫婦関係調整（離婚）調停の申立てについて

那覇家庭裁判所（R4.4版）

はじめに

離婚について夫婦の間で話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、離婚そのものだけでなく、離婚後の子どもの親権者を誰にするか、離れて暮らす親と子どもとの面会交流や養育費をどうするかといった子どもに関する問題や、財産分与、慰謝料、年金分割の割合をどうするかといった財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。

調停の手続は、非公開で行われます。

話し合いがまとまらない場合には、調停が不成立になります。この場合において、離婚を希望するときには、別途、離婚訴訟を提起する必要があります。

裁判所に提出する書類は、反対当事者に見られる可能性があります

詳しくは、別添の「裁判所に書面・資料を提出するときの注意事項」をお読み下さい。

家庭裁判所に提出する書類について

下記番号左にある□欄は、準備できた提出書面のチェックリストとしてご利用ください。

申立人（調停を申し込む人）の提出書類

- ① 申立書及び申立書写し
- ② 事情説明書
- ③ 子についての事情説明書（未成年の子どもがいる場合）
- ④ 送達場所等の届出書
- ⑤ 進行等照会書（申立人）
- ⑥ 申立人・相手方同席による手続説明等の実施について
- ⑦ 夫婦の戸籍全部事項証明書
- ⑧（養育費の請求がある場合）
申立人の収入に関する資料（※1参照）
- ⑨（財産分与の請求をする場合）
財産の内容に関する資料（※2参照）
- ⑩（年金分割の請求をする場合）
年金分割のための情報通知書

相手方（調停を申し込まれた人）の提出書類

- ① 回答書
- ② 子についての事情説明書（未成年の子どもがいる場合）
- ③ 送達場所等の届出書
- ④ 進行等照会書（相手方）
- ⑤ 申立人・相手方同席による手続説明等の実施について
- ⑥（養育費の請求がある場合）
相手方の収入に関する資料（※1参照）
- ⑦（財産分与の請求をする場合）
財産の内容に関する資料（※2参照）

※1 養育費の請求がある場合、以下の書類を提出してください。(申立人、相手方共通)

【給与所得者】

- ・源泉徴収票
(源泉徴収票を提出することができない場合)
給与明細書 (直近のものを3か月分以上)
+ 賞与明細書 (賞与があるとき)

【事業所得者等】

- ・確定申告書控え (税務署の受付が分かるもの)

これらの資料は、
反対当事者にも交
付するので、コピ
ーをして2部提出
してください。

※2 財産分与の請求をする場合、その内容がわかる書類を提出してください。

(例) 【不動産がある場合】

- ・不動産登記事項証明書 ・固定資産税評価証明書

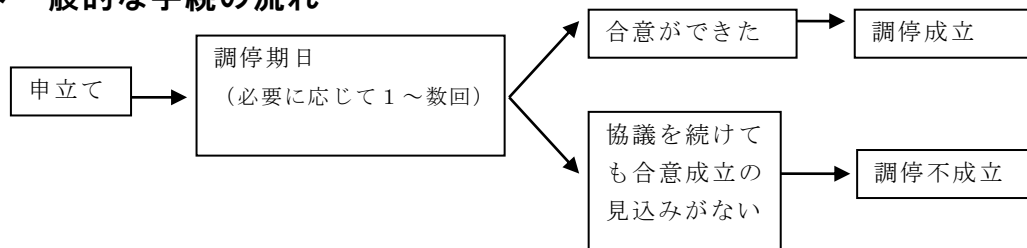
【預貯金がある場合】

- ・預金通帳写し、残高証明書等

調停の進行について

- (1) 申立人と相手方の待合室は別です。1回の調停は約2時間です。初回は、申立人と相手方から交互に事情を聴きます。相手と同席したくない場合には、その旨調停委員に伝えてください。
- (2) 何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。

* 一般的な手続の流れ



【参考】

養育費に関しては、源泉徴収票等の資料に基づいて当事者双方の収入を確認した上で、養育費の算定表を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

なお、算定表については、裁判所のウェブサイトで公表資料として公開されています。

(https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryu/H30shihou_houkou/index.html)